

ぎふの教育

岐阜県教育懇話会
〒509-0108
各務原市須賀町4-291
(株)後藤解野場内
TEL 058-370-1510
口座番号 00800-3-5390

綱領

- 一、われわれは歴史と伝統を尊重し、日本にふさわしい中正な教育を推進する。
- 一、われわれは教養と品位の向上につとめ、真理愛の精神とともに、明るく純粋な教育を研修する。
- 一、われわれは個人の自主尊厳を尊重しつつ、政治的中立を厳守し、主体性を堅持する。

- 二、四面「時論」
- 「皇位継承の儀式に関する管見」
京都産業大学名誉教授 所 功
- 四面「道徳科教育研究協議会報告」

【巻頭言】

皇居勤勞奉仕に参加して

橋本秀雄

今年には明治維新百五十年であり、来年は御代替わりとなる。時代の変わり目を迎えるこの時期に、念願の皇居勤勞奉仕が実現した。

十二月十一日から十四日の四日間「日本の文化に学ぶ会」の一員として仲間五十一名と共に参加した。



皇居勤勞奉仕記念
於 皇居伏見櫓
平成29年12月11日

幸い全日程とも快晴に恵まれ、作業もはかどり気持ちよく奉仕ができた。主な

作業内容は落葉の処理で、この時季はきれいにしても数日でもともにもどるそうだが、二十三日の天皇誕生日や正月の一般参賀には美しい皇居であつて欲しいという気持ちで、皆一生懸命に掃除をした。五十人余が一斉に作業をすると、広い庭園や道路もかなりきれいになり、清々しい気持ちになれた。

作業は終日続くのではなく、毎回庭園係の人に引率されて吹き上げ御所を除いた西地区、東御苑、宮殿回りなど、普段見ることができない所を案内していただけた。高齢者(一)の多いグループだったので、配慮されたのかも知れないが、普段から運動不足の私も最後まで無事に務めることができた。

四日間の成果は、皇居の一部でもきれいにできたことだが、何と云っても天皇皇后両陛下や皇太子殿下に親しく御言葉を賜わり、皇族の方々と私たちとの心のつながりを実感できたことが大きい。

この期間、皆様御所にお見えで、

二日目に赤坂御用地へうかがった時、皇太子殿下の御会釈を賜り、三日目には皇居の蓮池集会所で天皇皇后両陛下の御会釈を賜わるといふ幸運に恵まれたのである。

いずれも五団体が同時に大広間に四列で並び、各団長が団の紹介をして陛下や殿下の御下間に答えるという形で行われた。

皇太子殿下は背筋をびんと伸ばされ、相手をしつかりと見つめてお話を聞かれた。堂々と振る舞われるお姿は本当に頼もしく、誇らしかった。天皇陛下はよく通るお声で団の活動を尋ねられ、団長の説明をうなずきながら丁寧に聞かれた。

傍に寄り添われた皇后陛下は天皇陛下の御言葉の合間に小声で御言葉を添えられ、絶妙のコンビで私どもに御言葉を賜った。いつもテレビなどで拝見する仲睦まじいお姿に心温まる思いであった。

皆、最初は緊張していた

が、両陛下の相手に優しく接せられる心遣いと御言葉に魅了された。

陛下や殿下は常々私どもの安寧を祈られ、国民と共に歩むことを望まれて、行幸をされる。それに対して私どもは皇室の弥栄を祈り、沿道で旗を持って奉迎することしかできない。しかし、皇居勤勞奉仕は日頃の御恩に対して国民の側から御礼の気持ちを直接お伝えするよい機会であると実感できた。

御会釈の後、陛下や殿下の御前で万歳三唱を行った。声が詰まってしまったが、幸せな気持ちになれた。七十五歳の制限年齢になる前に、今度は会員の皆様にも呼びかけて行きたいと思っている。(事務局長)

三月現代国民講座案内 聴講無料

期日 平成三十年三月二十五日(日)
午前十時十五分〜十一時四十五分
場所 JR岐阜駅構内ハートフルG和研修室
演題 「天武天皇と『日本』誕生」
講師 東洋大学文学部非常勤講師
文学博士 山本直人 先生

〈時論〉

皇位継承の儀式に関する管見

京都産業大学名誉教授

モラロジ―研究所研究主幹

所 功

一 「皇室典範特例法」の要点

昨年十二月一日に「皇室会議」が開かれたのは、六月初めに成立した「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に基づいている。念のため、「特例法」の要点は次の通りである。

まず第一条で、今上陛下は三十年近く「象徴天皇としての公的な御活動に精励してこられた」が、八十代半ばの「御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、それを国民の多くが「理解し…共感していること」などから、「皇室典範第四条の規定（天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する）の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するため」に「必要となる事項を定める」としている。

ついで第二条に、「天皇は、この法律の施行の日限り退位し、皇嗣が直ちに即位する」とある。それを承けて、第三条・第四条で「上皇」「上皇后」の称号および「陛下」という敬称など、また第五条で「皇嗣」は「皇太子の例による」ことなどを定めて

いる。

しかも、詳細な「附則」の第一条で、この法律の施行日（譲位日）は「政令で定める」が、それに先立ち、「内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない」と、第三条で、皇室典範の付則の中に、この特例法が典範と「一体をなすものである」との一項を加えることなどを明示している。

さらに、この特例法を制定する際に「国会付帯決議」として、「一、政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について…本法施行後、速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること」および「二、政府は、本法施行に伴い元号を改める場合…国民生活に支障が生ずることのないよう…万全の配慮を行うこと」を政府に強く求めている。

二 皇位継承の時期と一連の儀式

これを承けて、半年後の十二月一日、宮内庁において皇室会議が開かれた。そこで協議の結果、「特例法の施行日（譲位日）」は、平成三十一年四月三十日とすべきであり、「皇位の継承がつつがなく行われるよう、政府において遺漏なく準備を進める必要がある」との意見が取り纏め

られたのである。

この施行日には、従来いろいろな案が出された。けれども、皇族代表二名と三権代表八名で構成される皇室会議において決定された意見は、尊重しなければならぬ。私としては、平成三十年一月七日の昭和天皇三十年式年祭が今上陛下により斎行されることを切望してきたから、それ以後であれば、三月三十一日でも四月三十日でもよいと思う。

むしろ、これから検討される重要な課題は、皇位継承に関する儀式を、いつどこでどのように行うかである。ここで注意すべきは、法的な観念と事実の認識とを、いかに近づけるかの工夫である。会議直後に山本信一郎宮内庁長官も記者会見で次のように述べておられる。

「政令で定められれば…（平成三十一年）四月三十日が終わるときに、退位が法律上の効果として生じる。即位については書いてないが、五月一日0時0分之間髪を入れず新天皇として即位される、という解釈しかない。」

これは法的な替わり目の解釈として正当であろう。しかし、それは抽象的な観念であって、具体的には然るべき所であるべき形の儀式が行われてこそ、皇位が継承されたという事実を一般の人々も認識することが

できよう。

そこで、これから約一年四ヶ月ほど後に行なわれる儀式の在り方を想定してみると、約三十年前の例が参考になる。もちろん、前回は崩御、今回は退位、譲位が起点、という違いはあるけれども、それに続く儀式のもつ意味は変わらない。

三 前回と今回の儀式の在り方

すなわち、昭和六十四年（一九八九）一月七日の午前六時三三分、昭和天皇が崩御された。法的には、その瞬間、皇太子明仁親王が天皇とされたことになる。しかし実際は、四時間後の十時半ごろ、宮殿の正殿松の間において、吹上御所から運ばれる宝剣と神璽（勾玉）（ともに皇室経済法に定められる「皇位とともに伝わるべき由緒あるもの」の代表）および宮殿の表御座所から運ばれる公印（「天皇御璽」と「大日本国璽」）を、皇太子殿下の御前に置く（「劍璽等承継の儀」が「国の儀式」（国事行為）として執り行われた。それによつて皇位を承継されたことが、御自身にも参列者（男性の成年皇族と三権の代表者等）に確認され、それがテレビ等でも伝えられて、一般の国民も認識できたのである。

同様に今回も、法的には、平成三十一年（二〇一九）四月三十日の夜中に今上陛下が退位され、直後の五

月一日午前零時零分から皇嗣の皇太子殿下が即位し、踐祚されることになる。しかしながら実際は、真夜中に儀式を行うわけにいかないから、四月三十日か又は五月一日に、宮殿の正殿松の間へ「剣璽等」が運ばれ、陛下の御前に据えられると、宮内庁長官あたり(往時の「宣命使」に相当)が、「天皇陛下は、皇室典範特例法に基づき、御高齢ゆえ退位(讓位)されることになりました」等と宣告する。ついで直ちに、御前の「剣璽等」が、すぐ隣の皇太子殿下の御前へ移し置かれた時に、殿下みずから「本日ここで日本国憲法と皇室典範特例法により皇位を継承いたします」等と宣言される。これによって、皇位が剣璽等と一緒に受け継がれた事実を、具体的に確認できることになる。

法的観念……崩御の瞬間に当る特別法の施行日限り＝皇嗣が天皇
 事実認識……A退位(讓位)の儀式→B即位の儀式で皇嗣が即位

このうち、前者をA「退位(讓位)の儀式」、後者をB「即位の儀式」と称するならば、両儀式が同一日に同一場所で行われてこそ、法的には空位のない皇位が、現実的にも連続していることを理解し実感できるにちがいない。その上で、五月二日あた

り(三日は憲法記念日だから難しい)、正殿松の間でC「即位後朝見の儀」が行われることになる(A・Bは陛下も殿下も洋装でよいが、Cは和装が望ましい)。

そのCでは、宮内庁長官あたりから「このたび皇室典範特例法により、四月三十日限りで退位された天皇陛下は上皇陛下と称され(それに伴って皇后陛下は上皇后陛下と称される)、また新天皇陛下の後継者として秋篠宮殿下は皇嗣殿下と称されることになりました」等と宣告する。その直後に新天皇陛下(黄櫨染の御袍姿)が、上皇陛下・上皇后陛下に対する感謝と、一般国民に対して、皇位を継承した決意と理想を「おことば」で述べられる。

このようなC「朝見の儀」は、前回、B「剣璽等承継の儀」と同様に、「国の儀式」(国事行為)として行われた。従って、Bの儀式に先立つA「退位の儀式」も、当然「国の儀式」とされるべきであろう。また日本に先例はないが、後者(朝見の儀)の直後に、新天皇陛下と新皇后陛下が、揃って長和殿の壇上に立たれ、参集する一般国民の祝意に応えられるようなことも、新たに行われてもよいのではないかと思われる。

四 即位礼と大嘗祭の時期と在り方
 叙上のABCは、皇位継承の当初

に行われるべき重要な国事行為ながら、いわば内向けの小規模なセレモニーである。そのうち、約二百年ぶりの「讓位」を形で示すA「退位(讓位)の儀式」は、新しく工夫しなればならないが、後のBCは約三十年前の例に拠れば、大筋でできるに違いない。

また、それと別に行われる外向けの大規模なD「即位礼」は「国の儀式」として、また伝統的なE「大嘗祭」は「皇室の公的行事」として、両方とも平成の大札に準拠して実施されるとみられる。ただ、若干検討すべきは、その時期と場所である。

まずD「即位礼」は、前回まで崩御による一年間の諒闇(服喪)明けに本格的な準備をするため、翌年にならざるを得なかった。しかし今回は、A讓位に起因するB即位であるから、Aの実施時期が政令で決した後、今春あたりから準備すれば、遅くとも来年の九月か十月に行うことができるのではないかと思われる。

一方、E「大嘗祭」は、毎年の新嘗祭と似た趣旨の大祀であるから、十一月の中下旬(古来「卯の日」)でなければならぬ。しかも、それに先立って、神饌用のお米と粟を作るため、悠紀(ゆき)地方と主基(すき)地方の「斎田」が点定される(古来「亀卜」による)。

それが大正・昭和・平成の三代には、諒闇明けの二月上旬に点定されている。ただ『延喜式』踐祚大嘗祭の定月条では、讓位による踐祚(受禪)が旧暦七月以前なら、当年に大嘗祭の諸事を行うと定めている(過去、醍醐天皇朝の寛平九年(八九七)七月十四日、斎田点定の例がある)。従って、即位(踐祚)が五月一日でも、早めに斎田を点定すれば、十一月中下旬に大嘗祭を斎行しうると判断されたのであろう。

さらに、DとEについて、私は柳田國男翁の見解に拠り、両者の間隔を空けること、また盛大なD即位礼は早めに東京(皇居宮殿)で、厳粛なE大嘗祭は十一月中下旬に京都(仙洞御所跡地)で、と分けることが望ましいと主張してきた。

そのいづれとなるにせよ、これから官房長官のもとで検討される諸儀式は、古来の伝統を可能な限り尊重しながら、二十一世紀の現代にふさわしい在り方を実現されるよう念じてやまない。

五「立皇嗣の礼」も「国の儀式」で申すまでもなく、皇位の継承は、天皇から皇嗣へのいわゆるバトンタッチである。それが今回(約一年四ヶ月後)には、今上陛下(八十五歳)が退位されて、皇嗣の皇太子殿下(五十九歳)が直ちに即位される(次頁下

道徳科教育研究協議会

第4回 研究大会 報告

大会は昨年十一月二十六日、皇學館大学において「畏敬の念をどのように教えるか」を主題に行われた。

最初の研修は講演で、ウオータータウン高等学校スクールカウンセラーのケリー・ネイモン先生により「米国におけるキャラクター・エデュケーション（品格教育）」私たちが共有すべき責任」と題して行われた。

品格教育は二〇一〇年に始まり、ウイスコンシン州全体で、誠実、正直、公正、責任、自分自身や他者への敬意といった中心となる道徳的価値を教えることを目指されている。そして最終的にアメリカが素晴らし国であることを後世に伝えるために国民が善良である必要があるとして品格教育の重要性を説かれた。

それは学校の教育課程全体を通して行われ、各学校で中心的な道徳的価値を決め、計画的にその徳目に関して実践し、評価、反省しながら生徒が積極的に身に付けていくように配慮されている。その成果は数値で示され、校内暴力など問題行動の減少と学力の向上という顕著な結果が出たということであった。

研修2は浪速高等学校・中学校教諭松尾大輔先生の「畏敬の念」に關

する授業提案で、「いのちの葉音」という自作資料を使って行われた。

そこには長崎の原爆にあつても生き残った主人公と楠木の対比によって、生きることの厳しさと素晴らしさが描かれており、いのちの尊厳を感得できる提案であった。

研修3では山口大学教育学部附属光中学校教諭の藤永啓吾先生が資料「縄文杉に会いたくて」を使い、模擬授業をされた。仕事に悩みをもつ主人公がその状況から抜け出すため、屋久島へ旅をし、縄文杉に「会う」のだが、主人公は杉に悩みを「吸い取って」もらう。授業では何がそうさせたのかを中心に考えさせられた。

研修3は主題に関するシンポジウムで、鈴鹿大学の川又俊則教授は宗教科教育法の立場で説明をされた。兵庫県立大学の森一郎講師は道徳科における「生命」と「畏敬」の指導の在り方を具体的に示された。皇學館大学の新田均教授は戦後の日本人の道徳教育への反発は、明治以来の道徳教育への誤解によるとして戦前の指導の実情を説明された。皇學館大学の坂東洋介准教授は倫理学の立場から、道徳教育のなかで宗教を教えるのは逆で、古代より集団には宗教が存在していたとして、年齢が低い程を教えていたとして、年齢が低い程一方的でよいと主張された。 H

前頁「讓位」の形で行われる。

すると、次の皇嗣は誰になるのか。現行の皇室典範では、第八条に「皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太子」と定められている。しかし。現在の皇太子徳仁親王が新天皇に即かれると、その子か孫として男子の皇子も皇孫もおられない（皇女の愛子内親王がおられても対象外）から、皇嗣の該当者無しということになりかねない。

そこで、昨年六月成立の「皇室典範特例法」の第五条に「第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族」は「皇太子の例による。」と定められた。これによって、来年の五月から皇位継承順序一位の秋篠宮殿下（五十三歳）が皇嗣となられ、従来の皇太子と同様の扱いを受けられることになろう。

とはいえ、これは典範本文の原則（皇太子は皇子か皇孫のみ）を残したままの例外である。だから、特例法によつて秋篠宮殿下が皇嗣となられても、その地位を確立するため「立皇嗣の礼」（仮称）を実施される必要がある。しかもそれは「国の儀式」として行われるべきだと思われる。

何となれば、現行典範の原則により、今上陛下の踐祚（事実上の即位）で直ちに皇太子となられた皇嗣の徳

仁親王ですら、即位礼・大嘗祭が済んだ後、平成三年二月二十三日に、宮殿の松の間で「立太子礼」が「国の儀式」として挙行されている。

まして生まれながら皇嗣ではない文仁親王が、兄君の即位後も内廷皇族とならずに、秋篠宮家の代表者として留まられながら、法的観念として皇嗣になられても、その正当性が認識されるためには、「立皇嗣の礼」を兄君と同様に「国の儀式」として行うのが当然だと考えられる。

なお、今上陛下の御讓位が平成三一年四月三日限りとなるのであれば、その四月十日（水）、「天皇陛下御在位三十年に感謝し、皇后陛下との御成婚六十年を奉祝する」ための行事が、政府でも民間でも心をこめて実施されるよう期待している。

六 新元号の内定・公布・施行

最後に「元号法」に基づき、政府が政令で決められる新元号は、「皇位の継承があつた場合に限り改める」と定められている。それが今回は「退位」「即位」より早く今年中に内定し発表されると伝えられる。その場合でも、正式には即位（踐祚の儀）直後に政令を公布して確定し、その施行は当日（五月一日）午前零時からとするのがよいと思われる。

（平成三十年正月十日記）